

案の 5

2 国際第 1 0 2 8 号

関税割当公表第 6 8 号の 2

令和 3 年度の無糖ココア調製品の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号)第 6 条の規定に基づき、ココアを含有する調製食料品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が 2 kg を超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が 2 kg を超える容器入りの又は直接包装にしたものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。)のうち、チョコレートの製造用のもの(以下「無糖ココア調製品」という。)の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 3 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 無糖ココア調製品
- 2 割当数量 6, 4 0 0 トン
- 3 通関期限 令和 4 年 3 月 31 日

第 2 その他

その他関連事項に関しては、令和 3 年度の無糖ココア調製品の関税割当てについて(令和 3 年 3 月 11 日付け 2 国際第 942 号関税割当公表第 68 号)

による。